

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

ページ

規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則（五七・財政課）…………… 1

公営企業管理規程

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程（八・企業局総務課）…………… 1

規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年六月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十七号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を次のように改める。

7 契約担当者は、当分の間、工事請負契約又は普通財産（不動産に限る。）の売払
契約に係る入札において知事が必要があると認める場合は、入札執行前にその予定
価格を公表するものとする。

附 則

この規則は、平成十五年七月一日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年六月二十七日

秋田県公営企業管理規程第八号

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程

秋田県公営企業財務規程（昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第六号）の一部を
次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

3 契約担当者は、当分の間、工事請負契約又は普通財産（不動産に限る。）の売払
契約に係る入札において管理者が必要があると認める場合は、入札執行前にその予
定価格を公表するものとする。

附 則

この規程は、平成十五年七月一日から施行する。

秋田県公営企業管理者 根津谷 禮 蔵

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄